

就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは、経済的な理由で、お子さんの小中学校への就学にお困りの方に、学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。

◇援助の対象となる方

原則として岡崎市に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、以下の1～7のいずれかの条件に当てはまる方

1	生活保護を受給している方	6	国民健康保険料が減免された方
2	生活保護が停止又は廃止された方		国民年金の掛金が減免された方
3	市民税が非課税又は減免された方	7	その他の理由で経済的にお困りの方 (ローンの返済等は考慮できません。) 例)・個人事業税が減免された方 ・固定資産税が減免された方 ・生活福祉資金貸付を受けている方 ・職業安定所登録日雇労働者である方 ・離職や休職により減収した方
4	児童扶養手当を受給している方		
5	世帯全員の所得合計が、 所得基準額に満たない方		

※ 7番で申請される場合は、教育委員会への事前相談が必要です。

◇就学援助認定の所得基準額

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
2,460,000円	2,760,000円	3,030,000円	3,390,000円	3,630,000円

※ 1～7月申請分は前々年所得、8～12月申請分は前年所得で審査します。

※ 7人以上の世帯の所得基準額は、世帯構成や世帯員の年齢により異なります。

◇援助の内容

学校給食費(全額)、学用品・通学用品費(月定額)、校外活動費(限度あり)
修学旅行費(対象経費の全額または半額)、新入学児童生徒学用品費(定額)

※ 認定区分及び在籍校により、支給内容が異なります。

裏面に続く

就学援助費受給申請手続きの御案内

◇申請方法 以下の2通りのいずれかの方法で申請してください（1世帯1申請）。

【電子申請】



マイナポータル（ぴったりサービス）から申請ができます。

詳しくは岡崎市のホームページを御確認ください。

※ 左の二次元コードをスマートフォンなどで読み込むと
岡崎市のホームページを御確認いただけます。

(URL:<https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/kyouiku/1012240/1003700.html>)

【紙申請】

以下の通り申請書および添付書類を提出してください。

提出書類

①様式5 就学援助費受給申請書(裏面:口座振替申出書兼委任状)

学校指導課の窓口（市役所福祉会館4階）または学校で受け取ることができます。

また、岡崎市のホームページから印刷することもできます。岡崎市のホームページは上記二次元コードからご確認ください。

②世帯全員分の「個人番号確認書類」

個人番号カードの両面の写し、個人番号記載の住民票の写し、通知カードの写し のいずれか

※ 個人番号カード及び通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、
又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。

③申請者の「身元確認書類」 ※ 個人番号カードの両面の写しを添付する場合は不要

運転免許証の写し、パスポートの写し、在留カードの写し 等

※ 住所や氏名に変更がある場合は変更事項が記載された面の写しも必要

④【表面の6番または7番の理由で申請される方のみ】証明書の写し

条件に該当することが分かる証明書の写し（減免決定通知書など）

提出先

(1) 岡崎市内の学校に在籍する児童・生徒

お子さんの在籍する学校（兄弟が小中学校にそれぞれ在籍している場合は原則小学校）

(2) 岡崎市外の学校に在籍する児童・生徒

教育委員会学校指導課（市役所福祉会館4階）

◇申請期限 各月末まで ※認定日は原則として、申請月の1日となります。

◇留意事項

昨年度に、入学前支給の申請又は継続申請をされた方は、再申請は不要です。